

どこよりもお困り防犯カメラサポート 利用規約

第1章 総則

第1条(本規約の目的)

株式会社どこよりも(以下「当社」といいます。)は、このどこよりもお困り防犯カメラサポートサービス利用規約(以下「本規約」といいます。)を定め、これによりお困り防犯カメラサポートサービス(以下「本サービス」といいます。)を提供します。

第2条

(本規約の変更)当社は、本規約(別紙を含みます。)を、契約者の承諾を得ることなく変更することができます。この場合には、料金その他の提供条件は、変更後の規約によります。

第3条(用語の定義)

本規約(別紙を含みます。)において用いられる次の用語は、それぞれ次の意味で使用します。

用語の意味

本契約:当社から本サービスの提供を受けるための契約

契約者:当社と本契約を締結している者

第2章 禁止行為

第4条(営業活動の禁止)

契約者は、本サービスを使用して、有償、無償を問わず、営業活動、営利を目的とした利用、付加価値サービスの提供、またはその準備を目的とした利用をすることができません。

第5条(著作権等)

1. 本サービスにおいて当社が契約者に提供する一切の物品(本規約、各種ソフトウェア、取扱マニュアル、ホームページ、メールマガジン等を含みます。)に関する著作権および特許権、商標権、ならびにノウハウ等、一切の知的所有権は、当社に帰属するものとします。

2. 契約者は、前項の提供物を以下のとおり取り扱って頂きます。

(1) 本サービスの利用目的以外に使用しないこと。

(2) 営利目的有無を問わず、第三者に貸与・譲渡・担保設定等しないこと。

第3章 利用中止等

第6条(利用中止)

1. 当社は、次の場合には、本サービスの利用を中止することができます。

(1) 当社の電気通信設備および委託会社の電気通信設備の保守上または工事上やむを得ないとき。

(2) 第8条(利用の制限)の規定により、本サービスの利用を中止するとき。

(3) 当社が設置する電気通信設備の障害、その他やむ得ない事由が生じたとき。

(4) その他当社が本サービスの運用を中止することが望ましいと判断したとき。

2. 当社は、前項の規定により本サービスの利用を中止するときは、当社が指定するホームページ等により、その旨周知を行います。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

第7条(利用停止)

1. 当社は、契約者が次のいずれかに該当するときには本サービスの利用を停止することができます。

(1) 料金その他の債務について、支払期日を経過してもなお支払わないとき。

(2) 当社の名誉もしくは信用を毀損したとき。

(3) 第4条(営業活動の禁止)、第5条(著作権等)および第20条(利用に係る契約者の義務)の規定に違反したとき。

(4) 契約者が過度に頻繁に問合せを実施したままサポートサービスに係る時間を故意に延伸し当社の業務の遂行に支障を及ぼしたと、当社が判断したとき。

(5) 本規約に反する行為であって、本サービス等に関する当社の業務の遂行に支障を及ぼし、または及ぼすおそれがある行為をしたとき。

(6) 当社に損害を与えたとき。

2. 当社は、前項の規定により本サービスの利用停止をするときは、当社からあらかじめその理由、利用停止をする日および期間を契約者に通知します。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

第8条(利用の制限)

当社は、本サービスの制限(天災、事変その他の非常事態が発生し、または発生する恐れがあるときには災害の予防もしくは救援、交通、通信もしくは電力の供給の確保または秩序の維持のために必要な事項を内容とする通信、または公共の利益のために緊急を要する通信を優先的に取り扱うため、本サービスの利用を制限することをいいます。)を行なうことがあります。

第9条(本サービス提供の終了)

1. 当社は、本サービスを継続的かつ安定的に提供することが著しく困難な場合は、本サービスの提供を終了することができます。

2. 前項の規定により、当社が本サービスの提供を終了し、本サービスの提供の終了に伴いその本契約を解除する場合は、当社が指定するホームページ等によりその旨周知を行います。また、あらかじめその理由、本サービスの提供を終了する日を契約者に通知します。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

第10条(当社による契約解除)

当社は、次のいずれかに該当する場合は、あらかじめ契約者に通知した後、本契約を解除することができます。

1. 第7条(利用停止)の規定により本サービスの利用を停止された契約者が、なおその事実を解消しないとき。

ただし、当社は、第7条(利用停止)第1項のいずれかに該当する場合に、その事実が当社の業務に著しい支障を及ぼすと判断したときは、本サービスの利用停止をしないで本契約を解除できるものとします。

2. 第9条(本サービス提供の終了)第1項に定めるとき。

3. 契約者に次に定める事由のいずれかが発生したとき。

(1) 支払停止状態に陥った場合その他財産状態が悪化したまたはそのおそれがあると認められる相当の理由がある場合

(2) 手形交換所の取引停止処分を受けた場合

(3) 差押、仮差押、仮処分、競売、租税滞納処分の申立を受けた場合

(4) 破産、民事再生手続開始、会社更生手続開始、会社整理開始もしくは特別清算開始の申立を受け、または自ら申立をした場合

第4章 料金

第11条(料金)当社が提供する本サービスの料金は、別紙2(料金表)に定めるところによります。

第12条(利用料金の支払義務)

1. 契約者は、その契約に基づいて、当社が本サービスの提供を開始した日から起算して、契約の解除があった日の前日までの期間(提供を開始した日と解除または廃止のあった日が同一の日である場合は、1日間とします。)について、別紙2(料金表)に規定する月額料金の支払いを要します。契約の解除が25日を過ぎた場合は、翌月の利用料金の支払いを要します。
2. 前項の期間において、利用停止等により本サービスを利用することができない状態が生じたときの利用料金の支払いは次によります。
利用停止があったときは、契約者は、その期間中の月額料金の支払いを要します。

第13条(割増金)

契約者は、料金の支払いを不法に免れた場合は、その免れた額のほか、その免れた額(消費税相当額を加算しない額とします。)の2倍に相当する額に消費税相当額を加算した額(別紙2(料金表)の規定により消費税相当額を加算しないこととされている料金にあっては、その免れた額の2倍に相当する額)を割増金として支払って頂きます。

第14条(延滞利息)

1. 契約者は、料金その他の債務(延滞利息を除きます。)について支払期日を経過してもなお支払いがない場合には、支払期日の翌日から起算して支払いの日の前日までの期間について年14.6%の割合で計算して得た額を延滞利息として支払って頂きます。ただし、支払期日の翌日から起算して15日以内に支払いがあった場合は、この限りではありません。
2. 当社が別に定める場合に限り、本条に規定する年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とします。

第15条(料金等の支払)

1. 契約者は、料金について、会員規約に基づき、選択した支払方法により支払って頂きます。
2. 契約者は、料金について支払期日の到来する順序に従って支払って頂きます。

第16条(料金の一括後払)

当社は、当社に特別の事情がある場合は、2月以上の料金を、当社が指定する期日までに、まとめて支払っていただくことがあります。

第17条(消費税相当額の加算)

(利用料金の支払義務)の規定その他本規約の規定により別紙2(料金表)に定める料金の支払いを要するものとされている額は、この料金表に定める額に消費税相当額を加算した額とします。

(注)本条において、別紙2(料金表)に定める額とされているものは、税抜価格(消費税相当額を加算しない額をいいます。以下同じとします。)によるものとします。

第5章 免責事項

第18条(免責事項)

1. 当社は、契約者からの問合せを遅滞無く受け付けることを保証するものではありません。
2. 当社は、本サービスの提供をもって、契約者の問題・課題等の特定および解決を保証するものではありません。
3. 本サービスは、メーカー、ソフトウェアハウスおよびサービス提供事業者が提供する正規サポートを代行するサービスではありません。問合せの内容によっては、問合せの対象となる機器、ソフトウェア、サービスをそれぞれ提供するメーカー、ソフトウェアハウス、サービス提供事業者のホームページを紹介することや、それぞれに対して契約者自身で直接、問合せすることを依頼するに留まる場合があります。
4. 当社は、本サービスの提供をもって、契約者の完全な理解を保証するものではありません。
5. 当社は、本サービスおよび本サービスに基づいて契約者が実施した行為の結果について保証するものではありません。
6. 当社は、本サービスに関連して生じた契約者の損害について、一切の責任を負いません。
7. 契約者が本サービスの利用により第三者(他の契約者を含みます。)に対し損害を与えた場合、契約者は、自己の責任でこれを解決し、当社にいかなる責任も負担させないものとします。
8. 当社は、本サービスの利用中止、利用停止、利用の制限ならびに本サービス提供の終了に伴い生じる契約者の被害について、一切の責任を負いません。
9. サイバーテロ、自然災害、第三者による妨害等、不測の事態を原因として発生した被害については、本規約の規定外の事故であることから、本サービスの提供が困難な不可抗力とみなし、当社は一切の責任を負いません。
(サイバーテロとは、コンピュータ・ネットワークを通じて各国の国防、治安等を始めとする各種分野のコンピュータ・システムに侵入し、データを破壊、改ざんするなどの手段で国家または社会の重要な基盤を機能不全に陥れるテロ行為をいいます。)

第6章 個人情報の取扱

第19条(個人情報の取扱)

1. 契約者は、本サービスの提供に不可欠な当社の契約事業者から請求があったときは、当社がその契約者の氏名および住所等を、その事業者に通知する場合があることについて、同意して頂きます。
2. 契約者は、当社が、本サービスの提供のため、本サービスの提供の過程において契約者の個人情報を知り得てしまう場合があることについて、同意して頂きます。

第7章 雜則

第20条(利用に係る契約者の義務)

1. 契約者は、本サービスの利用を要請するにあたり、次の各号に定める条件を満たして頂きます。ただし、契約者が次の条件を満たしている場合であっても、契約者のご利用状況によっては本サービスが提供できない場合があります。
 - (1) 契約者自身による本サービスの利用の要請であること。
 - (2) サポートサービスの実施に必要な機器、ソフトウェア、ソフトウェアの正規のライセンスまたはプロダクトIDならびにサービスの利用ID やパスワード等の設定情報等が用意されていること。
 - (3) サポートサービスの実施に必要な当社または他の事業者が提供するドライバソフトウェアまたはアプリケーションソフトウェア等のソフトウェアライセンスに同意し、契約者のパソコン等へのインストールを承諾すること。
 - (4) 契約者が必要に応じてオペレータの指示に基づき操作を実施すること。
2. 1項の規定のほか、契約者は次のことを順守して頂きます。
 - (1) 当社または第三者の財産権(知的財産権を含みます。)、プライバシー、名誉、その他の権利を侵害しないこと。
 - (2) 本サービスを違法な目的で利用しないこと。
 - (3) 本サービスによりアクセス可能な当社または第三者の情報を改ざん、消去する行為をしないこと。
 - (4) 第三者になりすまして本サービスを利用する行為をしないこと。

- (5) 意図的に有害なコンピュータプログラム等を送信しないこと。
- (6) 当社の設備に無権限でアクセスし、またはその利用もしくは運営に支障を与える行為をしないこと。
- (7) 本人の同意を得ることなく、または詐欺的な手段により第三者の個人情報を収集する行為をしないこと。
- (8) 本サービスおよびその他当社の事業の運営に支障をきたすおそれのある行為をしないこと。
- (9) 法令、本規約もしくは公序良俗に反する行為、当社もしくは第三者の信用を毀損する行為、または当社もしくは第三者に不利益を与える行為をしないこと。
- (10) その他前各号に該当する恐れのある行為またはこれに類する行為を行わないこと。

第21条(法令に規定する事項)

本サービスの提供または利用にあたり、法令に定めがある事項については、その定めるところによります。

制定:2023年7月1日

改定:2024年6月1日

【別紙1】

どこよりもお困り防犯カメラサポート

(サポート内容)月に1度、当社が指定する防犯カメラの訪問設定対応

※カメラ交換、カメラ設置位置変更、配線のつなぎ換えは対象外となります。

※サポート対象およびサポート範囲内であっても、対応できない場合があります。

【別紙2(料金表)】

1. 月額料金

どこよりもお困り防犯カメラサポート 税抜980円

当社は、契約者の承諾を得て、当社が本サービスをより効果的に提供する上で有用な情報として、契約者のコンピュータ端末、通信機器等の情報を取得します。なお、契約者が承諾しない場合であっても本サービスの利用には何ら制限はありません。